

## 規約

### 第一章 總則

- 第一條 本聯合を日本勞働組合總聯合と稱す  
第二條 本聯合は綱領の貫徹を以て目的とす  
第三條 本聯合は本部を東京に置く

### 第二章 組織

- 第四條 本聯合は本聯合が加盟を承認したる各種勞働團體を以て組織す  
第五條 同一地方に二個以上の加盟團體を有する時は地方聯合會を組織するものとす  
第六條 本聯合加盟の同一産業の勞働團體は全國的産業聯合を組織するものとす  
第三章 機關

- 第七條 本聯合に左の機關を置く  
一 大會 二 中央委員會 三 中央執行委員會  
第八條 大會は本聯合の最高決議機關にして各加盟組合代表議員を以て組織し、毎年一回中央委員會之を召集す

但し加盟團體二分の一以上若しくは中央委員會の必要と認めたる時は臨時大會を開  
催することを得

第九條 大會代表議員の選出比率は中央執行委員之を定む

第十條 中央委員會は本部役員及中央委員を以て組織し大會より大會に至る期間の決  
議機關とす

第十一條 中央執行委員會は本部役員を以て組織し、本聯合の執行機關とす

第十二條 中央執行委員會は必要に應じ左の専門部を設くることを得

- 一 調査 二 出版 三 教育 四 組織 五 爭議 六 政治 七 財政 八 法律 九 國際  
十 婦人 十一 青年

第十三條 本聯合に左の役員を置く

- 一 中央執行委員長 一名  
二 常任中央執行委員 若干名  
三 中央執行委員 若干名  
四 中央委員 若干名  
五 會計 一名 六 會計監査 三名